

【宿泊約款】

適用範囲

- 第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、本約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものいたします。

宿泊契約の申し込み

- 第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理させていただきます。

宿泊契約の成立等

- 第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものといたします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではございません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を越えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度としホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第 12 条の規定による料金の支払いのさいに返還します。
 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合には、宿泊契約はその効力を失うものといたします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがございます。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合には、前項の特約に応じたものとして取り扱いたします。

宿泊契約締結の拒否

- 第 5 条 当ホテルは、次に掲げる場合に於いて、宿泊契約の締結に応じないことがございます。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
 - (6) 天災、設備の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。(東京都条例)
 - (8) 次に掲げる組織個人においてはご利用をご遠慮させていただきます。また、そのような事実が明らかになった組織、個人についても、その時点でご利用をお断りさせていただきます。また、そのような事実が明らかになった組織、個人についての今後のご利用もお断りします。
 - ①「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員。
 - ②反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団、過激行動団体、並びにその構成員)。
 - ③暴力、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。
 - ④当ホテルを利用される方が心身耗弱、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある人物。

宿泊客の契約解除権

- 第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合には、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがございます。

当ホテルの契約解除権

第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがございます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。(東京都条例)
 - (6) 寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要な物に限る。)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を利用できる時間は、午後 3 時から翌日の正午までといたします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の使用に応じることがございます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、お部屋料金の 3 分の 1
 - (2) 超過 6 時間までは、お部屋料金の 2 分の 1
 - (3) 超過 6 時間以上は、お部屋料金の全額

利用規則の遵守

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

営業時間

第 11 条 当ホテルは主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は客室内のサービスディレクトリー(館内案内)等でご案内いたします。

フロント・キャッシャー等サービス時間

- | | |
|--------------|-------|
| ①門限 | 無し |
| ②フロントサービス | 24 時間 |
| ③エクスチェンジサービス | 24 時間 |

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

料金の支払い

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したときにフロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではございません。

2. 当ホテルは、消防機関から優マークを受領いたしておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供が出来ないときの取扱い

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室の提供ができなくなったときには、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものといたします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償に充ちたいします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料はお支払いいたしません。

寄託物の取扱い

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償いたします。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償いたします。ただし、宿泊客から、あらかじめ種類及び価格の明告がなかったものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償いたしません。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示をもとめるものといたします。ただし、所有者の指示がない場合また所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届け出いたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同上第 2 項の規定に準じるものといたします。

駐車責任

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルの場所をお貸しするものであつて、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

宿泊料金等の算定方法

別表第 1(第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内容		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①本料金		
		②サービス料(①×10%)		
	追加料金	③飲食及びその他の利用料金		
		レストラン セントロ	10%	
			中華料理 花林	ダイニングルーム 10%
			個室	10%
		ラウンジ ダコダ	10%	
			昭和の森 車屋	ダイニングルーム
個室	15%			
カフェテラス	10%			
宴会場	10%			
税金	消費税・宿泊税			

備考:税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

違約金

別表第 2(第 6 条第 2 項関係)

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
一般	14 名まで	100%	80%	20%		
	15 名～99 名まで	100%	80%	20%	10%	
団体	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率でございます。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があつた場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げいたします)にあたる人数については、違約金はいたしません。

【利用規則】

フォレスト・イン昭和館ではお客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第 10 条に基づいて、次のとおり利用規則を定めておりますのでお守りください。

この規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第 7 条により、やむを得ずご宿泊およびホテル内諸施設のご利用をお断り申しあげることとなります。また事故が起きた場合には、お客様に損害のご負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

客室のご利用について

- (1)客室からの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2)ご宿泊登録者以外の方のご宿泊はご遠慮ください。
- (3)長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
- (4)未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限り、お断りいたします。また心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして、他のお客様に迷惑と不安をおよぼすご利用者もご遠慮ください。

部屋の鍵

- (1)ご滞在中お部屋からお出かけになるときは、旋錠をご確認ください。
- (2)ご滞在中はご自身でお持ちになり、チェックアウトの際フロントにご返却ください。ドアは自動ロックでございます。
- (3)ホテル内のレストラン・ラウンジをご利用のとき、会計伝票にご署名の場合は宿泊カードをご提示ください。
- (4)ご在室およびご就寝の際は、必ずドアの「かけがね」をおかけください。
- (5)お部屋の鍵は、当ホテルをご出発のとき必ずフロントにご返却ください。紛失などによりご返却のないときは、鍵代金の実費をお支払いいただきます。

来訪者

- (1)夜間のご来訪者とのご面会はロビーでお願いします。
- (2)ドアをノックまたはドアチャイムが鳴ったときは、「かけがね」をかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。
なお不審者と思われる場合はフロント(“フロント”ボタン)にご連絡ください。

客室内

- (1)客室内および廊下では、ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気およびキャンドル等をご使用にならないでください。また客室内での調理は堅くお断りいたします。
- (2)火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はご遠慮ください。
- (3)ホテルの許可なく客室を営業行為・事務所・パーティー等、宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (4)ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、又客室内に造作を施し、あるいは改造したりしないでください。
- (5)客室内の小物備品は、客室外に持ち出さないでください。
- (6)ホテルの外観を損なうようなものを窓側におかないでください。

貴重品

ご滞在中は、現金、有価証券、貴金属その他貴重品の保管については、フロントに備えつけのセーフティーボックス(無料)をご利用ください。(室内における紛失・盗難等はホテルは責任を負いかねます。)

お預かり物

お預かり物の保管期限は、特にご指定のない限り下記のとおりとさせていただきます。保管期限を経過したお預かり物は、法令に基づきお引き取りの意志がないものとして処理いたします。

- (1)フロントにての外来のお客様へのお預かり物 1 ヶ月
- (2)クローゼットにてのお預かり物 1 ヶ月
- (3)バゲージルームにてのお預かり物 3 ヶ月

遺失物

遺失物の保管期限は、発見日を含めて 7 日間とし、その後最寄りの警察署にお届けいたしますのでご了承ください。

駐車場のご利用

- (1)ホテル構内では、係員の誘導および指示に従っていただきます。
- (2)駐車場の車内に貴重品およびその他の物品を留置しないでください。駐車中における紛失・盗難等については、その責任を負いかねます。
- (3)ホテルの係員による車の代行移動はいたしかねますのでご了承ください。
- (4)そのほか当ホテルの「駐車場ご利用に際してのお願い」をお守りください。

お会計

- (1)ご利用代金のお支払いは、現金またはご利用券、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、もしくは、当ホテルが認めたそれに代わるものとさせていただきます。
- (2)到着時にお預かり金を申し受ける場合がございますので、予めご了承ください。
- (3)ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がありますので、その都度お支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支

払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合がございます。

- (4)宿泊者以外の方から料金のお支払いを受けることになっているときは、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
- (5)館内および外でのお買い物のお立て替えは、いたしておりませんのでご了承ください。
- (6)客室内の電話(国際電話も含む)、ファックスをご利用になるとき、施設使用料が加算されますのでご了承ください。

ホテル内ではほかのお客様のご迷惑になる下記の物の持ち込み、または行為はご遠慮ください。

- (1)犬・猫・小鳥そのほかの愛玩動物。
- (2)発火または引火性のもの。
- (3)悪臭・害毒を発生するもの。
- (4)そのほか法令で所持を禁じられているもの。
- (5)賭博・威圧的な言動・風紀を乱すような行為、またはほかのお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑になるような言動。
- (6)室内用ルームウェア・スリッパ等で客室外にでること。
- (7)備付けの品の移動または使用目的以外のご利用。
- (8)広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など。

資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。